

保育の利用基準表

＜世帯の指数の算定方法＞

父選考指数＋母選考指数＋調整指数＝世帯の保育指数

選考指数

番号	保護者の状況			選考指数	実施期間	
	類型	細目				
1	労働	外勤 自営 在宅勤務	週5日以上	週40時間以上の就労を常態	10	・最長就学前まで ・雇用期間の定めがある場合は、期間が満了する月の翌末日まで
				週30時間以上40時間未満の就労を常態	9	
			週4日以上	週20時間以上30時間未満の就労を常態	8	
				週32時間以上の就労を常態	9	
			週3日以上	週24時間以上32時間未満の就労を常態	8	
				週16時間以上24時間未満の就労を常態	7	
			週3日未満	週24時間以上の就労を常態	8	
				週18時間以上24時間未満の就労を常態	7	
			週3日未満	週12時間以上18時間未満の就労を常態	6	
				週12時間以上の在宅勤務	6	
2	求職	就労内定 (保育実施月からの就労証明書の提出あり)	週5日以上	週40時間以上の就労を常態	8	3カ月以内
				週30時間以上40時間未満の就労を常態	7	
				週20時間以上30時間未満の就労を常態	6	
			週4日以上	週32時間以上の就労を常態	7	
				週24時間以上32時間未満の就労を常態	6	
			週3日以上	週24時間以上の就労を常態	6	
				月48時間以上で上記以外の就労を常態	4	
就労未定 (就労証明書の提出なし)	求職、起業準備のため 屋間外出を常態としている	※1				
3	出産	出産	予定月をはさんで産前2カ月から産後2カ月まで	7	5カ月以内	
4	疾病・傷・障害	疾病・負傷	入院	1カ月以上の入院が確定している場合も含む	10	入院、療養を要しなくなる月の翌末日まで
			居宅内療養	常時臥床	10	
				精神性の疾病・感染症 一般療養	8	
		心身障害	身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度・2度・3度	10	期間の定めがある場合は、期間が満了する月の翌末日まで	
			精神障害者保健福祉手帳1級・2級・3級 身体障害者手帳3級、愛の手帳4度 身体障害者手帳4級	8		
5	看護(介護)	施設付添	週5日以上	常時付添が必要	10	付添、送迎、看護・介護を要しなくなる月の翌末日まで
			週4日以上	常時付添が必要	9	
			週3日以上	常時付添が必要	8	
		施設送迎	週3日以上	送迎が必要	7	
			自宅看護・介護 (別居の児童の祖父母を含む)	重度のため常時看護・介護が必要	9	
上記以外の看護・介護が必要	6					
6	災害	震災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれない場合		10	災害の復旧が終了する月の末日まで	
7	就学 職業訓練	就学 職業訓練	月48時間以上の就学又は職業訓練を常態	※1	就学・職業訓練の予定期間が満了する月の末日まで	
			月48時間未満の就学又は職業訓練を常態	3		
		就学内定 職業訓練内定	月48時間以上の就学又は職業訓練を常態	※2	3カ月以内	
月48時間未満の就学又は職業訓練を常態	3					
8	その他	前各細目に掲げるもののほか、明らかに保育が必要とみとめられる場合		※3	※4	

注：就労時間は、休憩時間を含む。

※1は分類番号1の指数を準用。※2は分類番号2の「就労内定」の指数を準用。※3は分類番号1～7の指数を準用。※4は分類番号1～7を準用。

調整指数

番号	条件	調整指数
1	生活保護世帯（就労により自立支援につながる場合等）	+3
2	ひとり親（別居のみは対象外）でほかに同居人がいない世帯、または両親不存在の世帯	+3
3	保護者が区内の認可保育所・認定こども園・地域型保育事業・認証保育所・家庭福祉員・企業主導型保育事業に、保育士・保育教諭として、週3日以上かつ週30時間以上勤務しており入所月以降も継続が見込まれる世帯（就労実績の確認ができ、かつ保育士証のコピーの提出があった場合に限る。）	+3
4	同居のきょうだいが認可保育園、小規模保育事業、事業所内保育事業（地域枠）、家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業及び認定こども園（保育部分）に在園している世帯、または同時期に同居のきょうだいで申請している世帯（同一保育園の利用調整以外も該当）	+2
5	生計中心者が失業している世帯（就労未定の場合のみ適用）	+1
6	在園児または卒園児が保育料を過去3カ月分以上滞納している世帯	-4

注：調整指数が重複した場合はそれぞれを合計しない。ただし番号6は除く。例えば、番号1と4が重複した場合、調整指数は+3となる。

番号1と6が重複した場合、調整指数は-1となる。